

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■付託議案

【予算案】

第1号議案 令和3年度島根県一般会計補正予算（第12号）【関係分】

・・・P1～4

令和4年2月14日
商 工 労 働 部

商工労働部 令和3年度2月補正予算（初日提案：先議分）の概要

1 目的別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	180,991	0	180,991	100.0
款5.労働費	2,024,984	0	2,024,984	100.0
款7.商工費	24,551,828	2,500,000	27,051,828	110.2
部 合 計	26,757,803	2,500,000	29,257,803	109.3

2 課別歳出予算（一般会計）

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	499,430	2,500,000	2,999,430	600.6
観光振興課	4,440,393	0	4,440,393	100.0
しまねブランド 推進課	2,156,387	0	2,156,387	100.0
産業振興課	3,225,215	0	3,225,215	100.0
企業立地課	3,915,614	0	3,915,614	100.0
中小企業課	10,495,780	0	10,495,780	100.0
雇用政策課	2,024,984	0	2,024,984	100.0
部 合 計	26,757,803	2,500,000	29,257,803	109.3

3 特別会計

（単位：千円、％）

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	1,629,320	0	1,629,320	100.0
中小企業制度融資等	75,511,897	0	75,511,897	100.0
部 合 計	77,141,217	0	77,141,217	100.0

商工政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	499,430	2,500,000	2,999,430	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 2,500,000
¹ 飲食店等への営業時間短縮要請 協力金事業費	0	2,500,000	2,500,000	⇒ 別紙

飲食店等への営業時間の短縮要請協力金

予算額：2,500,000千円

「まん延防止等重点措置」の適用に伴い実施する、飲食店等に対する営業時間の短縮等の協力要請をふまえ、協力店舗に対して協力金を支給

1. 対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店等(約5,600店舗)

【対象外店舗】客室、客席、飲食する場所を設けていない店舗など

2. 主な支給要件

- (1) 令和4年1月26日以前から営業し、島根県からの要請に対して、全ての期間において、協力すること

(協力期間) 令和4年1月27日(木)～2月20日(日)

※ 準備期間が必要な場合は、1月30日までに開始

- (2) 通常の営業時間が午後8時を越えていること

ただし、島根県新型コロナ対策認証店(以下「認証店」)で、午後9時までの営業を選択する場合は、午後9時を越えて営業していること

※ 認証店は、1月26日までに認証された店舗(782店舗)

- (3) 感染防止対策を実施すること

- (4) 協力金の支給後に、店名、住所、営業時間、酒類の提供の有無などの実績について、公表することに同意すること

3. 支給額

【1店舗あたり1日あたりの支給単価】×【要請に応じた期間】

※ 参照期間：前年(令和3年)又は前々年(令和2年)の、1月から2月

- (1) 支給単価

① 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	単価	計算方法
非認証店	午後8時まで	なし	3万円～ 10万円	1日あたりの売上高の4割
認証店	午後9時まで	可能	2.5万円～ 7.5万円	1日あたりの売上高の3割
	午後8時まで	なし	3万円～ 10万円	1日あたりの売上高の4割

② 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価	計算方法
非認証店	午後8時まで	なし	～20万円	1日あたりの売上減少額の4割
認証店	午後9時まで	可能	～20万円	(1日あたりの売上高減少額が50万円以下の場合) 1日あたりの売上高減少額の4割と1日あたりの売上高の3割を比較して低い額
				(1日あたりの売上高減少額が50万円を超える場合) 20万円と、1日あたりの売上高の3割を比較して低い額
	午後8時まで	なし	～20万円	1日あたりの売上減少額の4割

※ 中小企業等においても、この方式を選択可

(2) 要請に応じた期間

- ・ 全期間（1/27～2/20）の場合 25日
- ・ 準備期間を必要とした場合 25日－（準備に要した日数）

4. 申請の受付等

(1) 受付期間

令和4年2月21日（月）～ 3月22日（火）

(2) 申請方法等

電子申請又は郵送

※ 申請書様式をホームページへ掲載、併せて対象店舗へ送付（2/8）

5. 広報等

- ・ ホームページ公開（1/25）
- ・ 対象店舗に対して、チラシ、店舗への張り紙等を送付（1/26）
- ・ 商工団体、市町村への協力依頼
- ・ 新聞広告（1/27、28、2/4、8、11、21（予定））

6. 予算額

2,500,000千円

(財源) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」等

※ 既定予算（事務費）200,000千円（新型コロナウイルス感染症対策調整費）